

特定商取引法・預託法改正で変わることに

～消費者被害が少なくなるってホント?!～



特定商取引法と預託法が先の国会で成立しました。特定商取引法改正の主な内容は、通販の「詐欺的な定期購入商法」対策や、送り付け商法対策などです。また、預託法の改正によりジャパンライフのような販売預託商法の原則禁止が盛り込まれました。これらの改正で消費者被害が防止されることが期待できます。

しかし、消費者が承諾すれば、契約書を紙の書面ではなく、電子メールなどでデジタル書面を交付すればよいこと（契約書面の電子化）も決まってしまうました。特定商取引法で義務付けられている契約書面交付は、クーリングオフ制度の告知や第三者による契約の存在の認知など、消費者を守る重要な機能を果たしてきており、契約書面の電子化により、訪問販売等で新たな手口による被害が発生することが懸念されます。

この学習会では、釜井英法弁護士からお話しいただき、法改正により消費者にとって良くなること、気をつけなくてはならないことについて学習します。



日時：2021年7月29日(木) 14:00～15:30 (受付開始:13:40)

開催方法：ZOOMを活用したオンライン学習会【参加費無料】

講師：釜井 英法 弁護士（日弁連消費者問題対策委員会 委員長）

定員：100名（消費者団体、東京の地域生協の組合員）

申込〆切：7月26日(月)

申込方法：①または②のどちらかでお申込みください。

- ①下記の URL または、右の QR コードからフォームへ入り、必要事項を入力ください。<https://forms.gle/bt3GC1rCCSEBuU3F7>
- ②メールで center@coop-toren.or.jp へてに下記事項を記載して送信してください。
件名：7/29 特商法・預託法改正学習会 申し込み
本文：氏名(ふりがな)、連絡先電話番号、メールアドレス、所属団体名、居住地
※お申込みの方には、前日までに参加 URL、資料等をメールでお送りします。



問い合わせ先：在宅勤務中のため center@coop-toren.or.jp へてにメールでご連絡ください。

主催：東京消費者団体連絡センター（小浦、星野）